

特例付加年金の助成に必要な経費

(特例付加年金助成補助金)

1 趣 旨

今後とも農業者の減少、高齢化の進行が見込まれる中で、食料・農業・農村基本法の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立に向け、認定農業者等の意欲ある担い手に対し、保険料の一部を助成することにより、保険料の負担軽減を図るとともに、経営継承の際に特例付加年金を支給することとし、もって、老後所得の充実と望ましい担い手の確保を図ることとする。

このため、特例付加年金の給付に充てるべき積立金の積み立てに必要な経費を独立行政法人農業者年金基金へ交付する。

2 事業内容

独立行政法人農業者年金基金が特例付加年金を支給するための積立金として、青色申告を行う認定農業者やその後継者等の被保険者における、特例保険料と通常保険料の下限額との差額に相当する額を補助する。

3 事業実施主体

独立行政法人農業者年金基金

4 事業実施期間

見直し年度：平成19年度

5 補助率

定 額

6 平成18年度概算決定額

2,160,276(2,021,892)千円

[担当課：経営局経営政策課]